

建材系産業廃棄物の処分について

◎建材系産業廃棄物の即日処分はできません◎

～処分までのながれ～

①必要書類の提出

●処分受付書

●石綿含有の有無を示す書類

●廃棄物写真

●石綿を含有していない
(非石綿含有) 証明書

大気汚染防止法に基づく

『事前調査説明書面』

『アスベスト含有試験分析』他



～受付方法～

(1) 響灘事業所もしくは日明事業所へ直接持参

(2) FAX 響灘事業所：093-751-7990 日明事業所：093-581-8854

(3) メール seibu2@hibikidev.co.jp

※その他の追加資料のご提出をお願いする可能性があります。

②処分受付書のお渡し

必要書類の提出から約3営業日後に、承認後の受付書をお渡しします。

搬入時に必ず当該受付書を持参のうえご搬入ください。

※処分受付書の有効期限は、当該排出事業場からの初回搬入日より1か月です

石綿含有の有無を証する書類の例

- ①建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に定める届出書の写し
 - ②大気汚染防止法に基づく解体等工事に係る事前調査説明書面の写し
 - ③労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく事前調査結果等の報告書の写し
- ①、②、③ { 建築物等を解体、改造又は補修する作業を伴う建設工事
(以下「解体等工事」という。)を行う際に、工事業者
(排出事業者)が実施する事前調査の結果報告書
- ④アスベスト含有試験分析
指定機関で実施した石綿有無分析の結果報告書
※指定機関については、響灘事業所(093-771-3991)までお問合せ下さい。
 - ⑤平成18年9月以降に設置された建築物であることを証する書類
 - ⑥その他...建材メーカー等の石綿含有に関する情報書類等

事前調査等について①

～建設リサイクル法～

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で、一定規模以上の工事については、特定建設資材廃棄物を工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等することが義務付けられており、工事の7日以上前に届出が必要です。

下記の工事に該当する場合は、大気汚染防止法による石綿事前調査の徹底を目的に、当課に届出を行うに先立ち、環境局環境監視課（本庁舎10階）で事前確認を受ける必要があります。

- 床面積が80m²以上の建築物の解体工事
- 解体に伴う500m²以上の増築工事
- 1億円以上の建築物の修繕・模様替え等工事

事前調査についての詳細は…

建築都市局指導部監察指導課

電話：093-582-2918

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0514.html

解体工事等における建設リサイクル法の届出に伴う環境局環境監視課による事前確認について、対象工事が拡大されました。

■対象工事の拡大

今般、環境省より石綿含有仕上塗材の除去等に係る大気汚染防止法上の取扱い等が示され、本市でも同様に取扱うこととなったため、従来の木造以外の建築物に加え、下記の工事においても、環境監視課による事前確認を受けることとします。

- ・80㎡以上の解体工事（木造を含む総て）
- ・解体を伴う500㎡以上の増築工事
- ・建築物の修繕・模様替等工事（1億円以上）等

■施行日 平成29年8月18日

■環境局環境監視課による事前確認とは

大気汚染防止法による石綿事前調査の徹底を目的に、平成27年4月1日より、建リ法届出のうち石綿の使用が予想される建築物の解体工事等は、当課に届出を行うに先立ち、環境局環境監視課（本庁舎10階）で、大気汚染防止法の規定に係る下記の確認を受けることとしています。

- ・受託者による石綿含有に関する事前調査の実施状況
- ・受託者から発注者への事前調査結果の説明

【問合せ先】 北九州市 建築都市局 監察指導課

TEL 093-582-2918

※事前調査義務等に係る大気汚染防止法の概要を、裏面に記載しています。

事前調査等について③

～労働安全衛生法及び石綿障害予防規則～

工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

※レベル2建材が使用されている場合は、作業開始日の14日前までに作業の方法等について、市長に届出が必要です。

◎令和4年4月からは、以下の工事について労働基準監督署への報告も義務化されます

- ① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(原則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

1

事前調査についての詳細は…

- ・ 北九州東労働基準監督署門司支署（門司区）
北九州市門司区北川町1番18号 電話：093-381-5361
- ・ 北九州東労働基準監督署（小倉北区、小倉南区）
北九州市小倉北区大手町13番26号 電話：093-561-0881
- ・ 北九州西労働基準監督署（若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区）
北九州市八幡西区岸の浦1丁目5番10号 電話：093-622-6550

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html

※非石綿含有である場合※

『石綿を含有していない
(非石綿含有) 証明書』
をご提出ください。

ひびき濶開発株式会社 御中

排出事業者名：

代 表 者：

住 所：

連 絡 先：

石綿を含有していない(非石綿含有)証明書

貴社処分場に搬入を希望する産業廃棄物等は、石綿を含有していないものであることを証明いたします。

以下について、内容確認の上、チェックを行い、ご署名をお願いします。

適正処分を行うため種類ごとに分別を徹底し行います。

事前調査の実施：建築物・工作物の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事より発生する建材等に石綿が含まれているかを事前に以下の調査を行いました。

設計図書(建材データベース確認/確認書類の添付)

建設時期：平成 18 年 9 月以降 (建設時期： 年 月)

調査・分析結果の添付(大気汚染防止法の事前調査結果報告書の写し又は濃度計量証明事業者が発行する石綿含有の有無分析結果報告書)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により石綿含有廃棄物(非飛散性で石綿を重量比 0.1%以上含む廃棄物)について、その適正な処理を確保するために行わなければならないとされていることを理解しています(令第 3 条及び第 6 条関係)。

本証明書に虚偽記載が判明した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反することから、ひびき濶開発が行政監督官庁へ報告することに同意します。

令和 年 月 日

工 事 名： _____

排出場住所： _____

署 名 者： _____

連 絡 先： _____

必要書式のダウンロード

下記URLより必要書式のダウンロードが可能です。

ひびき灘開発(株)ホームページ・・・<http://www.hibikidev.co.jp/>



ご不明な点は下記連絡先までご連絡ください。

ひびき灘開発(株) 響灘事業所

TEL.093-771-3991

ホームページはこちら→

